

とくてい びょうき しょうがい りゆう
特定の病気や障害を理由に、
こ しょうじゆつ ひと
子どもができなくなる手術などをうけた人は、
きゆうゆうせいほごほういちじきんしきゆうほう もと
「旧優生保護法一時金支給法」に基づき
くに かね
国からお金をうけとることができます。

きゆうゆうせいほごほういちじきんしきゆうほう
「旧優生保護法一時金支給法」について

へいせい ねん がつ か ほうりつ
○平成31年4月24日に法律ができました。

○この法律には、本人の気持ちをかきかたれることなく
こ しょうじゆつ こころ
子どもができなくなる手術などをうけ、心や
からだに大きな苦しきみやいたみを受けたこと
についておわびするとかいてあります。

○この法律は、子どもができなくなる手術などを
うけたひとに、かねをはらうとさだめてあります。

せいきゆう きげん
請求期限

れいわ ねん がつ にち
令和11年4月23日

はや
お早めに
そうざん
相談して
ください



きゆうゆうせいほごほうそうだんまどぐち
旧優生保護法相談窓口

ばしょ おおいたけん けんこうせいさく かんせんしょうたいさくか
場所：大分県 健康政策・感染症対策課

うけつけ じかん
受付時間

8:30~17:15

げつよう きんよう
月曜から金曜

やす しゆくじつ ねんまつねんし
休み：祝日、年末年始

でんわ そうだん せんよう
電話相談(専用)

097-506-2760

メール 相談(専用) sodan12210@pref.oita.jp

ふあつくす
FAX

097-506-1735

そうだんまどぐち き さき れんらく
*相談窓口に来たいときは先に連絡をしてください。
しゅわつうやく くるまいす ひつよう かた
手話通訳・車椅子など必要な方はおしらせください。



おおいたけん
大分県
ホームページ



かね

お金をうけとることができるのは、どのような人ですか。

ひと

- ◇昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、
 - ・子どもができなくなる手術をうけた人
 - ・子どもができなくなるように放射線をあてられた人
- です。



かね

お金をうけとる手続きのしかたや、わからないことは、どこでおしえてくれますか。

てつづき

◇わからないことは、旧優生保護法相談窓口にきいてください。

きゅうゆうせいほごほうそうだんまどぐち

連絡先はおもて側にかいています。

れんらくさき

がわ

◇だれか、手伝ってくれる人がいなくても安心して相談してください。

てつだ

ひと

あんしん

そうだん



かね

お金をうけとるための方法

ほうほう

①

請求書をかきます

※相談窓口にあります

せいきゅうしょ

そうだんまどぐち

請求書や資料は、郵便でだすことができます。



<請求書などをおくるところ>

②

手続きに必要な

資料をあつめます

※必要な資料は相談窓口で説明します

てつづき ひつよう

しりよう

ひつよう

しりよう

相談窓口

せつめい

(資料の例)

- ・手術をうけたことがわかる診断書
- ・障害者手帳のコピー など

しゅじゆつ

しんだんしょ

しょうがいしやてちよう

③

大分県庁の窓口

①請求書と②資料

をだします

おおいたけんちよう

まどぐち

せいきゅうしょ

しりよう

切手

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
健康政策・感染症対策課
旧優生保護法相談窓口 াতে